

事務連絡
令和2年4月8日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）	}	御中
後期高齢者医療主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局		

厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について

後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第111条の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合は保険料の減免を行うことができるとされているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、貴管内市町村への周知等よろしくをお願いします。

記

I 財政支援の対象となる保険料の取扱い

- 1 財政支援の対象となる保険料減免の基準については、おって通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙のとおりとする予定であること。
- 2 保険料の減免については、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）が条例に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。

- 3 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

II その他保険料の取扱い

市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から保険料の減免や徴収猶予に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 106 条第 6 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の交付対象となる減免措置は、各後期高齢者医療広域連合(以下「各広域連合」という。)の被保険者について、2に定める基準により各広域連合が条例に基づいて行った保険料の減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者

【減免額】

同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する者

i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表 1】で算出した対象保険料額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

対象保険料額	×	減額又は免除の割合	=	保険料減免額
(A × B / C)		(D)		

【表 1】

対象保険料額 = A × B / C
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

2 に示す基準により令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合には、その全額を財政支援する予定であること。また、この取扱いは、令和 2 年度までとすること。